区のおしらせ No.448

昭和50年9月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

初期消火訓練

給水訓練

避難訓練

救護訓練

9月1日、永田町・霞が関地区と迎賓館（旧赤坂離宮）周辺で震災訓練が実施され、対象地域の区民や消防団、関係機関など約2,700名が参加しました。

初期消火訓練、避難訓練、救護訓練などのほかに、今回から、ろ過機を使って井戸水を飲料水に変える給水訓練も行われました。

九月二十五日から区議会定例会
提出議案は補正予算案など九件

本年第三回区議会定例会が、九月二十五日から開かれます。

この議会に提案される議案は、昭和五十年度補正予算第二号をはじめ、難病患者福祉手当条例など九件です。

議案の主なものは、つぎのとおりです。

昭和五十年度一般会計補正予算（第二号）

総額約六億八、〇〇〇万円

（主な内容）

▽長期計画策定調査

▽区政案内コーナー設置

▽小規模企業年末小口融資

▽難病患者福祉手当

▽ねたきり老人寝具乾燥消毒

▽歯科衛生相談

▽スポーツ開放

難病患者福祉手当条例

千代田区に住んでいる難病患者に、月額五千円の手当を支給するもの

老人福祉手当条例の一部を改正する条例

心身に障害があり日常生活に著しい支障のある老人に支給している老人福祉手当の額を、月額七千五百円から八千五百円に引上げるもの

心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

心身に障害のある者に支給している心身障害者福祉手当の額を月額五千円から五千五百円に引上げるもの

児童育成手当条例の一部を改正する条例

育成手当を三千円から三千五百円に、障害手当を五千円から五千五百円に、特別手当を四千円から五千円にそれぞれ引上げるもの

災害に際し応急業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等の引上げをはかるもの

国勢調査
10月1日全国一斉に
記入する前に確めて…

国勢調査が十月一日現在で、全国いっせいに行われます。

国勢調査は、日本の人口の実態を調べる、もっとも基本的な統計調査です。

調査票には、十月一日現在で、あなたの世帯にふだん住んでいるひとを、世帯ごとに記入してください。

調査票に記入するとき、つぎのようなひとは、とくに注意をしてください。

●旅行などで一時留守にしているひと

留守にする期間が三ヵ月以上にわたる場合は旅行先が、三ヵ月以内の場合は自宅が調査場所になります。

●生れたばかりの赤ちゃん

産院に入院中などの場合でも、自宅が調査場所です。

●住込みで働いているひと

単身で雇主と同居している場合は、雇主の世帯に含めてください。夫婦など家族で住込んでいる場合は、その家族ごとに調査票に記入してください。

●間借りや下宿をしているひと

単身で間借りや下宿をしている場合は一人一人をひとつの世帯とします。

●独身寮や寄宿舎に住んでいるひと

会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいるひとは棟ごとにまとめてひとつの世帯として調査票に記入してください。管理人の場合は寄宿人の世帯には含めずに、別の世帯とします。

＝記入するときに注意すること＝

今回の国勢調査から、みなさんに記入していただいた調査票をそのまま、機械にかけることになりました。このため、つぎのことに注意してください。

●黒鉛筆で記入してください

インクやボールペンは黒色でも絶対に使用しないでください。

●折ったり、汚したり、丸めたりしないでください

調査票をそのまま機械にかけます。このため調査票は、折ったり、汚したり、丸めたりしないようにしてください。

●マークはつぎのように記入してください

○良いマークの例

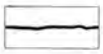

×悪いマークの例

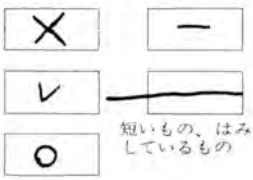

短いもの、はみだしているもの

調査票は十月五日頃までに、お宅に集めに伺います。それまでに記入してくださるよう、ご協力ください。

調査票は九月三十日までにお届けします。もし、届かない場合は、区民課統計調査係まで、ご連絡ください。

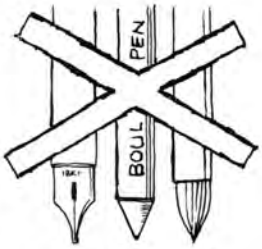

インクやボールペンは たとえ黒色でも使用しないで必ず鉛筆で記入して下さい。

区民体育大会

10月10日（体育の日）

外濠公園グランドで

区民が一堂に会し、親睦を深める区民体育大会が、十月十日（体育の日）午前九時から外濠公園グランドで行われます。

競技種目は表のとおりですが、だれでも気軽に参加できるものばかりです。ふるって参加してください。

なお、雨天のときは、十月十二日（日）に延期になります。

区民体育大会競技種目（○印は得点種目）

1　準備体操……（全　員）
2　手旗訓練……（海洋少年団）
3　鈴割り……（一般男女）
4 ○二人三脚……（一般男女）
5　ラケットレース……（小学生男女）
6 ○大玉ころがし……（一般女子）
7　ブラスバンド……（東京消防庁）
8　宝ひろい……（幼　児）
9 ○綱引き……（一般男女）
10　民踊……（区民踊連盟）
11　レクリエーション……（自由参加）
12○玉入れ……（一般男女）
13　少年剣道……（少年剣道会員）
14　魚つり……（来賓、おとしより）
15○ウーマンパワー……（一般女子）
16　カニとボール……（一般女子）
17○800㍍リレー……（小・中・高校生、一般男女）

皇居参観10月16日（木）

東御苑を中心に、皇居内の参観をつぎのとおり行います。

申込みは、各出張所で受付ますので、ふるってご参加ください。

とき　十月十六日（木）午前九時三十分時集合

集合場所　皇居桔梗門外（国電東京駅より徒歩五分、都バス馬場先門より徒歩三分）

定　員　三百名（先着順）

費　用　無料

申込み　九月二十二日から二十七日まで各出張所で受付けます。

区民囲碁・将棋大会

参加者募集

区民囲碁・将棋大会の参加者を募集します。

参加資格は、アマチュアの区民の方で、トーナメント戦です。

申込みは、九月二十五日（水）から社会教育課文化係で先着順に受付けますので、電話かハガキで申込んでください。

●区民囲碁大会

とき　十月十四日（火）午前八時四十分集合

ところ　区役所十階会議室

定　員　一部　三十二名（有段者）
　　二部　三十二名

●区民将棋大会

とき　十月十五日（水）午前八時四十分集合

ところ　区役所十階会議室

定　員　一部　三十二名（有段者）
　　二部　三十二名

老人無料パス

10月1日から新しくなります

七十歳以上のおとしよりにお渡ししている"老人無料パス"（東京都都電・都バス・都営地下鉄無料乗車券）が十月一日から新しくなります。九月下旬までに、対象者全員に郵送します。

新しい乗車券は名称が「東京都敬老乗車証」となり、有効期間は一年で毎年更新します。

現在の無料乗車券は、九月三十日で使用できなくなります。

特に昭和五十一年九月三十日及び五十二年九月三十日が期限の乗車券をお持ちのひとは注意してください。

使えなくなった乗車券は、出張所か福祉課にお返しください。

このことについてのくわしいことは、福祉課老人福祉係へ。

心身障害者の相談に応じます

区では今年も心身障害者のための福祉総合相談を行います。

「身体障害者手帳」や「愛の手帳」などを受けたいひとや、そのほか、車椅子などの補装具の申請もお受けします。

当日、会場では医師が直接診察し（無料）また、日常の療養についての相談もお受けしますので、お気軽にご利用ください。

とき　十月二十一日（火）午後一時から四時（受付は三時まで）

ところ　万世橋区民会館（エレベーター・車椅子の使用可）外神田一―一―十一　☎251―四六九一

相談内容　医療相談・障害程度や補装具の要否判定・心理判定・職業指導・税金や年金・手当相談・身障手帳などの申請・無料乗車券の交付

費　用　無料

問合せ　福祉事務所相談係

印鑑登録証明の制度が

10月1日から新しくなります

印鑑証明は、とかく「手続きがめんどうだ」とか「他人に実印をあずけて迷惑した」など、いろいろ問題が起りがちです。

その大きな原因は、証明を受けるとき、必ず実印を持参しなければならなかったことにあります。

こうした不便さを解消するため、ことしの十月一日から、印鑑登録証明の制度が改められます。

これにより、間違いをふせぎ、区民のみなさんの権利を保護し手続きが早くでき、便利になります。

新しい制度とは

印鑑登録証を持参するだけで、証明書がもらえます

印鑑登録をすると、印鑑登録証を渡します。その後、印鑑登録証明書をもらいたいとき、この印鑑登録証を窓口に提示するだけで、証明書がもらえます。

実印をその都度、持参する必要がなくなり、また代理人が申請するばあいの委任状などもいらなくなります。

複写によって証明書をおつくりします

印鑑登録証明書は、みなさんが、印鑑登録をしたときに作成した、印鑑登録原票を、複写機で複写してつくります。

これまでのように、申請者が持参した実印と印鑑登録簿にある印影とを合せ、同じものであるかどうか確めるという方法が改められます。

したがって、証明の内容も登録されている印鑑について証明するのではなくて、登録された印影の写しであることを、証明するということになります。

登録するには

千代田区で印鑑登録ができるのは、千代田区に住民登録をしているひとか、外国人登録をしているひとです。

印鑑登録をするには、本人が登録する印鑑をもって、住民登録をしている出張所で、申請してください。

申請時に、つぎのいずれかの方法で、本人であることを確認します。

本人の確認ができたときにはその場で印鑑登録証を発行します

①官公署が発行した免許証・許可証および身分証明書（下図参照）

②保証人の保証書とその印鑑登録証明書を提出する。保証人は、都内の区市町村で印鑑登録をしていることが必要です。

本人の確認ができないとき

①・②の方法で、本人の確認ができないとき、あるいは代理人が申請したときは、本人あてに照会書を送りますので、回答書に記載し、本人が持参してください。回答書と引きかえに印鑑登録証を渡します。

登録の申請、回答書の持参をやむをえず代理人に依頼するばあい代理権授与通知書などの「**委任の旨を証する書面**」が必要です。

印鑑登録証

印鑑登録証は、印鑑登録証明書をもらうとき必要なものです。

登録証には、登録番号を表示し、万一紛失したときの盗用をふせぐため、住所、氏名、印影などは記載しません。

登録してある印鑑、または印鑑登録証を、なくしたときはすぐ届けてください。

84ミリメートル × 54ミリメートル

印鑑登録証

登録番号

東京都千代田区　印

●印鑑登録証の発行

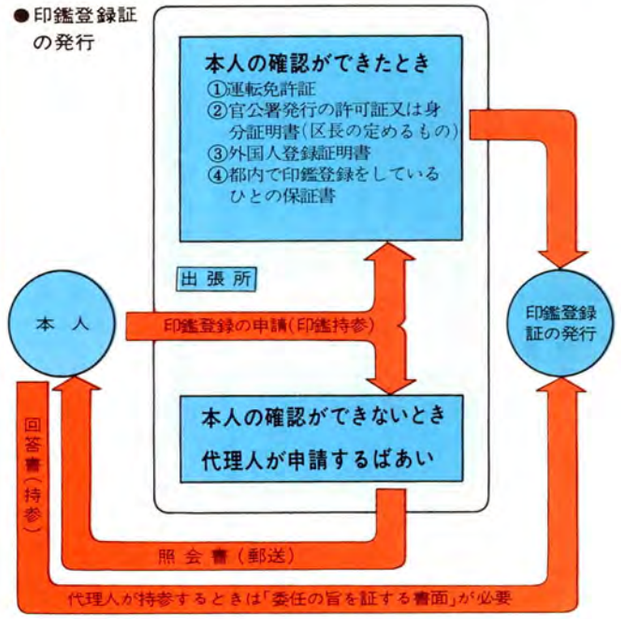

代理人が申請するとき

印鑑登録をするには、本人が直接手続きするのが原則ですが、本人が病気などで、どうしても窓口に来ることができないばあい、代理人の申請が認められています。

このばあい、「委任の旨を証する書面」（代理権授与通知書）が必要です。

なお、委任状でも代理申請ができますが、このばあいは収入印紙（五十円）が必要です。

代理権授与通知書

昭和　年　月　日

東京都千代田区長殿

住所

氏名　　印

年　月　日生

私は、下記の者に、印鑑登録申請（もしくは印鑑登録証の受領）に関する権限を、代理人として委任したので通知します。

記

代理人

住所

氏名　　男　女

年　月　日生

（注）本人自筆のものを代理人に持参させてください。なお、代理権授与通知書には、収入印紙を貼る必要はありません。

実印はお持ちにならなくても印鑑登録証明書があれば印鑑証明が受けられます

登録できる印鑑

印鑑の文字

印鑑に刻まれている文字が、自分の氏名で表わされたもの（氏または名のどちらか一方で表わされたもの、または、氏と名の各一部を省略的に組み合せて表したものでもかまいません）

印鑑の大きさ

印影の大きさが、一辺の長さ八ミリの正方形より大きく、二十五ミリの正方形に収まるもの。（図面参照）

最大25㎜の正方形

最小8㎜の正方形

↑実物大

登録できる印鑑は、この斜線の範囲内の大きさに限ります。ご自分の印鑑をこれに当てて確かめてみましょう。

登録できない印鑑

①職業、身分、屋号などを表わしたもの

②ゴム印などのように、印影が変化しやすいもの

③印影がはっきりしないものや、文字が判読できないもの

④外わくのない印鑑、ふちがこわれたもの、流し込みなどの方法で大量につくられたもの

すでに登録しているひとは登録切替を

すでに印鑑登録をしているひとは、お手数ですが、登録の切替えをしていただきます。

切替期間は、昭和五十年十月一日から五十一年九月三十日までの一年間です。

すでに登録しているひとには、切替期間中、数回に分けて個別に通知書を送りますので、お急ぎでないひとは、通知書が届いてから切替えの手続きをしてください。

印鑑登録証明書をもらうには

印鑑登録証明書をもらうには、出張所の窓口で申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を添えて申請してください。このとき実印はいりません。

証明書は、印鑑登録をしたときに作成した印鑑登録原票を、複写機で複写してつくります。

代理人が申請するばあいでも、「委任の旨を証する書面」を提出する必要がなくなり、印鑑登録証の提示だけですみます。

証明書交付手数料は一枚につき七十円になります。

印鑑登録・証明について、わからないことがあるときは、出張所か戸籍課住民記録係に問合せてください。

●印鑑登録証明書をもらうとき

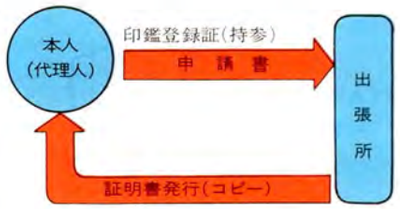

問合せ ☎

番町出張所	263－3831
〃 丸の内分室	212－1900
富士見出張所	263－3841
神保町 〃	263－0741
神田公園 〃	252－7691
万世橋 〃	251－4691
和泉橋 〃	253－4931
戸籍課住民記録係	264－0151

内 286・287

秋の全国交通安全運動

9月22日→10月1日

東京都独自で10月11日から17日にも

東京都内で発生した交通事故による死亡者・負傷者は、昭和四十四年をピークに、四十五年から五年間連続して減少し、四十九年は最高だった四十四年に比べ半数以下になり、今年も減る傾向にあります。

しかし、減少しているとはいっても、今年の一月から六月までの交通事故による死者は百七十五人、負傷者は二万人を越えています。

千代田区でも死者四人、負傷者四百十八人となっています。

九月二十二日から十月一日までの十日間〝秋の全国交通安全運動〟が行われます。また、これとは別に、東京都独自に十月十一日から十七日までの七日間〝秋の交通安全運動〟を行います。

今年の秋の交通安全運動は、

・歩行者、特にこどもとおとしより、体の不自由なひとの交通事故防止

・自転車利用者の事故防止

・自動車利用の自粛と経済速度（時速40キロメートル）による走行の励行

を重点目標に進めます。

歩行者のみなさんも、運転者のみなさんも、交通事故を無くすよう努力しましょう。

とびだすな　あのみち　このみち
こうさてん
手をかそう　ちっちゃな子どもと
お年寄り
急ぐほど　減らす燃料　増す危険
経済速度で　事故・公害防止
ゆっくり走ろう

大気のよごれ8月の数値

○亜硫酸ガス（SO_2）
区役所前……0.01 p.p.m.

○一酸化炭素（CO）
区役所前……1.9 p.p.m.
神保町交差点……8.0 p.p.m.

環境基準

亜硫酸ガス（SO_2）1日平均値が0.04p.p.m.以下
一酸化炭（CO）8時間平均が20p.p.m.以下

交通災害共済制度

一人二口まで加入できます

交通災害共済制度は交通事故で被害を受けたとき、他の保険とは関係なく見舞金が支給されます。

加入できるひと　都内に住んでいるひとなら加入できます。

有効期間　加入してから一年間

かけ金　一口につき年額三百円で、一人二口まで加入できます。

見舞金　けがの程度により五千円から百万円まで、死亡したときにも百万円支給されます。

加入方法　区役所や出張所にある「加入者証発行機」に三百円を入れると用紙が出ます。それに必要事項を記入して加入機に投入してください。

その他、くわしいことは、交通災害共済制度窓口（区役所三階内線五二八）へどうぞ。

なお、九月五日号五ページの記事のなかで、交通災害共済の見舞金が「二千円から六十万円」となっていましたが「五千円から百万円」の誤りでしたので訂正します。

国民年金の保険料

忘れずに納入を

国民年金保険料第三期分（十月～十二月分）の納付書を今月中にお届けします。

保険料は銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関か、郵便局、区役所、出張所で納めてください。

第一期分（四月～六月分）、第二期分（七月～九月分）をまだ納めていないひとも、いっしょに納めてください。

なお、二年以上たった未納の保険料も、今年の十二月までなら納めることができます。

10月の休日診療当番医

5日	那須医院	神田神保町1－14	☎291-0662
	桑沢クリニック	麹町4－4 パシフィックビル	☎262-0011
10日	武田医院	神田和泉町1	☎866-1656
	九段坂病院	九段南2－1－39	☎262-1991
12日	鈴木医院	鍛冶町2－8－5	☎256-0607
	東京警察病院	富士見2－10－41	☎263-1371
19日	大貫クリニック	神田神保町2－2	☎264-6801
	都築医院	九段北1－5－1	☎261-7116
26日	平野胃腸科内科	内神田2－9－9	☎252-4478
	麹町胃腸クリニック	麹町3-4啓ビル3F	☎264-0080

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

青果物消費者サービスデー
10月2日(木)・16日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
9月23日(火)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
9月25日(木)・10月8日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

消費生活専用苦情電話
262－9669
5時すぎ、日曜・祝日もどうぞ

区民園芸講座 10月16日(木)・17日(金)

秋から冬にかけての「草花の管理と手入」についての区民園芸講座を開催します。

草花に趣味をお持ちの方は奮ってご参加ください。

とき 十月十六日（木）十七日（金）午後二時から

ところ 区役所六階会議室

内容 草花の管理と手入

定員 六十名（先着順）

対象 区民（二日間受講できるひと）

申込方法 十月十一日（土）正午までに電話で環境課環境係に申込んでください。

なお、今回は園芸専門家による講義を中心に行いますので、盆栽鉢物などの剪定は行いません。

苗木の無料配付 10月下旬ごろ

区では、今年もつばき、さつき、ぼけ、（苗木）くちなし（鉢物）を十月下旬ごろ無料で差上げます。

配布の日時や方法など、くわしいことは、次号でお知らせします。

自然の中で健康づくり オリエンテーリング

オリエンテーリングは、自然の中で健康と体力づくりができるスポーツです。歩けるひとなら年齢に関係なくだれでも楽しめます。

とき 十月五日（日）雨天中止

ところ 埼玉県東松山

募集人員 二～五名のグループで四十グループ（ただし、小・中学生だけのグループは参加できません）

費用 無料（交通費、弁当は各自負担）

集合場所 東上線東松山駅前

午前九時三十分

申込み 社会教育課体育係に電話で申込んでください。

十月の老人のつどい

十月の老人のつどいは、老人福祉センター四階集会室で行います。

ただし、万世橋出張所地区のみ、万世橋区民会館老人娯楽室で行います。

番町出張所地区　十三日
富士見出張所地区　十六日
神保町出張所地区　十四日
神田公園出張所地区　十八日
万世橋出張所地区　八日
和泉橋出張所地区　二十五日

時間は、それぞれの地区によりちがいますので、老人福祉センター☎265―三九八一に問合せてください。

総合体育館社会教育会館からのお知らせ

区立総合体育館と社会教育会館は、機械設備（ボイラーなど）の定期点検と温水プールの定期大掃除を行いますので、つぎのとおり休館します。

施設名	休館日
主競技場各道場	10月26日(日) ～ 10月28日(火)
温水プール	10月26日(日) ～ 10月31日(金)
社会教育会館	10月26日(日)

十月野外こども会

二日　神三（児）　三崎町（児）
三日　錦華公園　西神田公園
六日　東郷公園　富士見出張所ピロティー
七日　佐久間公園　岩本町二丁目（児）
八日　平河町（児）　心法寺（児）
九日　芳林（児）　淡路公園
十四日　北の丸公園皇宮警察寮　築土神社
十五日　堀留北（児）　錦町（児）
十六日　神田公園
十七日　神三（児）　三崎町（児）
二十日　錦華公園　西神田公園
二十三日　東郷公園　富士見出張所ピロティー
二十四日　佐久間公園　竜閑（児）
二十七日　平河町（児）　心法寺（児）
二十八日　芳林（児）　淡路公園
二十九日　堀留北（児）　築土神社
三十日　北の丸公園皇宮警察寮　神田公園

午後二時から。雨天、強風のときは中止

献血にご協力を

毎月第三金曜日、午前十時から午後三時三十分まで、秋葉原駅西口構内で献血を実施しています。

みなさんのご協力をお願いします。

問合せ 総務課総務係

いまはもう秋 千鳥ヶ淵ボート場

都心の千鳥ヶ淵ボート場にも、秋がきました。

さわやかな水面に映える〝秋〟を満喫してはいかがでしょうか。

営業時間 午前九時三十分～午後四時二十分

料金（三十分）

三人乗　六十円　二人乗　五十円

児童館だより

●西神田児童館

図書室から

読者に親しむのもよい季節になりました。小学校低学年から中学生までを対象にいろいろな本をとり揃えてあります。（貸出しも受付けます）

●富士見児童館

図書室に『野球実戦入門』など新しい本が入りました。

三児童館合同卓球大会

神田、西神田、富士見児童館の合同卓球大会を行います。

とき 十月四日（土）午後二時から四時三十分まで

ところ 神田児童館遊戯室

参加資格 小学校三年生から中学三年生まで

保健所だより

麹町保健所（丸の内3-5-1）
☎212－5008

神田保健所（神田錦町3-10）
☎291－3641

胃がんの集団検診

とき　十月十四日(火)午前十時
ところ　東京都がん検診センター
対象　三十五歳以上の区民
料金　無料
定員　二十五名（先着順）
申込み　希望者は電話で麹町保健所予防課に申込んでください。

住民検診

神田保健所では、家庭の主婦や商店の従業員などを対象に巡回健康診断を行います。

検診内容
結核、高血圧、心臓病、糖尿病などについて

対象　希望者
家庭の主婦や商店の従業員、高齢者など、日頃、健康診断を受ける機会の少いひと

料金　無料
日程　表のとおり
時間は、各会場とも午後二時から三時三十分まで

実施日	場所	所在地
9月25日(木)	佐久間小学校	神田和泉町1
26日(金)	芳林〃	外神田3－4－7
29日(月)	今川〃	岩本町2－15－14
30日(火)	千桜〃	神田東松下町22
10月1日(水)	神田〃	神田司町2－16
2日(木)	今川中学校	鍛冶町2－4－2
3日(金)	西神田小学校	西神田2－6－18
6日(月)	錦華〃	猿楽町1－1－1
8日(水)	淡路〃	神田淡路町2－15
9日(木)	神田保健所	神田錦町3－10

母親学級

初妊婦を対象に母親学級をつぎのとおり開きます。

●麹町保健所
とき　十月八日、十五日、二十二日、二十九日の水曜日、四日間で一コース、午後一時三十分から四時まで
ところ　麹町保健所分室

●神田保健所
とき　十月六日、十三日、二十日、二十七日の月曜日、四日間で一コース、午後一時三十分から三時三十分まで
ところ　神田保健所

三か月児健康診断

神田保健所地区の乳児を対象に健康診査を行います。

とき　十月十四日(火)、午後一時から二時三十分
ところ　神田保健所
対象　昭和五十年六月に生れた乳児

一歳児健康診査

麹町保健所地区の幼児を対象に健康診査を行います。

とき　十月七日(火)、九日(木)二日間で一コース、午後一時三十分から二時三十分まで
ところ　麹町保健所
対象　昭和四十九年七月と八月に生れた幼児

十八か月児健康診査

神田保健所地区の幼児を対象に健康診査を行います。

とき　十月七日(火)、午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
対象　昭和四十九年四月に生れた幼児

秋の定期予防接種

秋の定期予防接種を実施します。内容は三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）第二期、小児まひ生ワクチン、種痘の予防接種です。（麹町保健所の種痘は、おってお知らせします。）

●麹町保健所
とき
●三種混合第二期　十月二日(木)
●小児まひ生ワクチン（第一回、第二回）　十月九日(木)
時間はどちらも午後二時から三時三十分まで
ところ　富士見小学校
対象

種別	対象者	三種混合 第二期	小児まひ生ワクチン 1回目	小児まひ生ワクチン 2回目
	昭和四十六年十月一日から四十八年九月三十日までの出生者で第一期を完了し、第二期の接種を受けていないひと		昭和五十年一月一日から六月三十日までの出生者	今年の春に第一回を服用したひと（昭和四十九年六月一日から十二月三十一日までの出生者）

●神田保健所
とき
●三種混合第二期　十月二十四日(金)
●種痘　接種　十一月七日(金)
検査　十一月十四日(金)
●小児まひ生ワクチン
二回目　十二月十八日(木)
一回目　十二月十九日(金)
十八日、十九日に受けられなかったひとは二十六日(金)
時間はいずれも午後一時三十分から三時まで
ところ　神田保健所
対象

種別	対象者	三種混合 第二期	種痘	小児まひ生ワクチン 1回目	小児まひ生ワクチン 2回目
	昭和四十八年七月一日から九月三十日までの出生者で四十九年春の第一期接種を受けたひと		昭和四十九年十一月一日から五十年四月三十日までの出生者	昭和五十年一月一日から六月三十日までの出生者	昭和四十九年七月一日から十二月三十一日までの出生者

三歳児健康診査

神田保健所地区の幼児を対象に健康診査を行います。

とき　十月二十一日(火)、午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
対象　昭和四十七年十月生れの幼児